

## 旭川市介護給付等適正化事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第3項第1号の規定に基づき、介護サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するための環境整備を目的とする介護給付費等の費用適正化事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、旭川市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる者に対して、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### (事業の内容)

第3条 事業は、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、介護保険制度の持続可能な運営を行うために、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すこと等により実施する。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、本市の被保険者及び被保険者であった者のうち介護給付等を受給した者及び当該被保険者に対して介護給付等のサービスを提供した事業者とする。

### (実施方法)

第5条 事業の実施方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 要介護認定の適正化【別記1】
- (2) ケアプラン点検等【別記2】
- (3) 住宅改修等の点検【別記3】
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合【別記4】
- (5) 介護給付費通知【別記5】
- (6) その他、給付実績を活用した分析・検証及び事業者等への適正化支援

2 前項第6号の適正化支援においては、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の適正化システムにおいて被保険者や事業者ごとの給付の実績を通して把握できる範囲で、各種指標の偏りを基に不適切な可能性のある事業者等を抽出するとともに、必要に応じ、抽出した事業者等への確認を集中的に行うなど、過誤調整や関係部局との連携により事業者等への指導を実施する。

(運営)

第6条 事業実施者は、事業の実施状況を記録するため必要な帳簿を整備するとともに、事業提供に関する個人の記録等を、適切に保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 本要綱の制定に伴い、「旭川市ケアプラン抽出点検事業実施要綱」、「旭川市医療情報との突合点検実施要綱及び旭川市縦覧点検実施要綱」及び「旭川市介護給付費適正化に係る介護給付費等の通知に関する実施要綱」は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

## 要介護認定の適正化

(趣旨)

第1条 要介護認定の根幹となる認定調査の公平性の確保及び適正化を図るために実施する認定調査適正化に係る取組について必要な事項を定め、介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

(内容)

第2条 本市又は本市と委託契約を締結している第3条に規定する介護保険事業者等が実施する認定調査に関し、調査の内容や手法等について書面等の審査を通じて点検を行い、認定調査員に対して必要な助言・指導を行うことで適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。

2 北海道との連携により、北海道が実施する要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした研修（認定調査員等研修事業）の適切な受講機会の提供を図る。

3 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施する。

(介護保険事業者等)

第3条 前条第1項に規定する取組は、次の各号に掲げる介護保険事業者等を対象とするものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業者
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 介護保険施設
- (4) 指定市町村事務受託法人
- (5) その他の厚生労働省令で定める事業者及び施設
- (6) 契約認定調査員

## ケアプラン点検等

### (趣旨)

第1条 本市の介護保険被保険者であって、法に基づく要介護認定等を受けて介護保険サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対して提供されるサービスの計画（以下「ケアプラン」という。）を点検することにより、適正な介護保険サービスの提供に基づく利用者の自立支援の促進、ケアプランを作成する介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）及びケアマネジャーが属する居宅介護支援事業所等の資質向上を図るために実施するケアプラン抽出点検事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (点検の対象)

第2条 点検の対象となるケアプランは、次のとおりとする。

- (1) 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画
- (2) 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画
- (3) 法第115条の45第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業において作成される計画

### (対象の選定基準)

第3条 対象の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）で定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置づけるケアプラン
- (2) 担当する利用者の区分支給限度額の利用割合が7割以上かつ訪問介護の利用割合が6割以上である居宅介護支援事業所が作成するケアプラン
- (3) 高齢者向け住まい等と関連（隣接、近接、同一法人、系列法人、関連があると考えられるものを含む。）して運営する居宅介護支援事業所が作成するケアプラン
- (4) その他市長が必要と判断するケアプラン

### (点検の実施方法等)

第4条 市長は、居宅介護支援事業所等に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めることとする。

- (1) 第2条第1号に規定する居宅サービス計画の点検を実施する場合 別表1に定める書類
- (2) 第2条第2号に規定する介護予防サービス計画及び同条第3号に規定する第一号介護予防支援事業において作成される計画の点検を実施する場合 別表2に定める書類

- 2 市長は、法、旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第24号）、旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第27号）その他介護保険制度に関する法令、平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課より公表されたケアプラン点検支援マニュアル及びその他国の定める基準等に基づき、前条の各号に掲げるケアプランに係る書類を点検するものとする。
- 3 市長は、ケアプランを点検後、居宅介護支援事業所等及びケアプランを作成したケアマネジャーに対して必要な助言及び指導を行うとともに、必要に応じてケアプランの見直し及び再提出を求めるものとする。
- 4 市長は、点検の結果、明らかに介護報酬算定が不適切であることが判明したときは、当該事業所に対して介護報酬の返納を求めるものとする。
- 5 市長は、点検の結果、ケアプランの作成が著しく不適切であることが判明したときは、当該事業所への調査及び必要に応じて法第23条に基づき文書の提出等を求めるものとする。

別表1（第4条関係）

居宅サービス計画に係る提出書類一覧表

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 利用者基本情報</li><li>(2) アセスメントに関する記録</li><li>(3) 居宅サービス計画書</li><li>(4) その他市長が必要と認めるもの</li></ol> |
|---|

備考

この表に定める書類は、平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」において提示されている内容が確認できるものとする。

別表2（第4条関係）

介護予防サービス計画及び第一号介護予防支援事業において作成される計画に係る提出書類一覧表

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 利用者基本情報</li><li>(2) アセスメントに関する記録</li><li>(3) 介護予防サービス・支援計画書</li><li>(4) その他市長が必要と認めるもの</li></ol> |
|--|

#### 備考

この表に定める書類は、平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」において関連様式例として提示されている内容が確認できるものとする。

## 別記3

### 住宅改修等の点検

(趣旨)

第1条 高齢者の在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から介護給付の対象としている住宅改修及び福祉用具利用について、適正化を図るため実施する取組に関する必要な事項を定め、介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

#### 【住宅改修の点検】

(住宅改修点検の内容)

第2条 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い、改修内容、費用や改修箇所の妥当性等を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する。

(実施方法)

第3条 居宅介護住宅改修費の申請を受けた改修について、工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書等の点検を行うとともに、竣工後は写真等により、住宅改修の施工状況等の点検や、必要に応じ、施工後の訪問確認を実施する。

施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等の協力を得て、点検を推進する。

#### 【福祉用具購入・貸与調査】

(福祉用具購入・貸与調査の内容)

第4条 福祉用具購入費の申請を受け、福祉用具購入の理由書や見積書等の点検を行うとともに、必要に応じ、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。

(実施方法)

第5条 福祉用具購入等の申請を受けたものについて、福祉用具購入の理由書や見積書等により、福祉用具の種類、費用の妥当性などの点検を行うとともに必要に応じ、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。

また、福祉用具購入・貸与調査の結果の把握により、福祉用具購入・貸与による効果の実態の把握に努め、適正化の推進を図る。

## 縦覧点検・医療情報との突合

(趣旨)

第1条 医療保険と介護保険の間で同時には成立しない医療と介護の重複請求等を発見し、不適正なサービスを提供する事業所を是正するための取組である介護給付等費用の適正化に係る介護給付費明細書縦覧点検（以下「縦覧点検」という。）及び介護情報と医療情報との突合点検（以下「突合点検」という。）の実施に必要な事項を定め、介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

### 【縦覧点検】

(点検の内容)

第2条 縦覧点検は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（介護給付費明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数及び算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見して適切な処置を行うことを目的とする。

(点検対象帳票)

第3条 縦覧点検の対象帳票は、国保連の介護保険審査支払等システムより出力し提供される縦覧点検帳票（以下「帳票」という。）のうち、別表1に掲げる帳票とする。

(点検方法)

第4条 帳票に基づき介護給付費明細書内容の確認を行い、請求内容に疑義が生じるものについては、請求を行った介護保険事業者に対し疑義照会を行い、誤りがある場合は過誤調整処理を行う。

(点検の実施)

第5条 別表1に掲げる帳票のうち、1から3については、国保連に委託して点検を行う。

2 別表1に掲げる帳票のうち、4から8については、介護保険課職員が点検を行う。

(別表 1)

	帳 票 名 称
1	算定期間回数制限チェック一覧表
2	重複請求縦覧チェック一覧表
3	単独請求明細書における準受付チェック一覧表
4	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
5	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表
6	月途中要介護状態変更受給者一覧表
7	軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表
8	居宅介護支援再請求等状況一覧表

### 【突合点検】

(点検の内容)

第6条 突合点検は、医療担当部署との連携を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の是正等を図ることを目的とする。

(点検対象帳票)

第7条 突合点検の対象帳票は、国保連の介護保険審査支払等システムより出力し提供される医療給付情報突合リスト（国民健康保険分）及び医療給付情報突合リスト（後期高齢者医療分）（以下「リスト」という。）とする。

(点検内容)

第8条 介護保険課職員がリストに基づき、医療担当部署から提供を受けた診療報酬明細書と介護給付費明細書を突合し内容の確認を行い、請求内容に疑義が生じるものについては、請求を行った介護保険事業者に対し疑義照会を行い、誤りがある場合は過誤調整処理を行う。

## 介護給付費通知

### (趣旨)

第1条 介護給付等の受給者本人(家族を含む。以下同じ。)に対して実施する介護報酬の請求及び費用の給付状況等に係る通知(以下「介護給付費通知」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (介護給付費通知の目的)

第2条 介護給付費通知は、受給者本人及び事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に資することを目的とする。

### (介護給付費通知の記載内容)

第3条 介護給付費通知の記載内容は、別表1に掲げるものとする。

### (介護給付費通知の実施方法)

第4条 介護給付費通知の作成は、国保連に委託して行う。

2 受給者本人への介護給付費通知の発送は、市において行う。

3 市は、介護給付費通知の記載内容について、受給者本人の理解促進が図られるよう努めるものとする。

### (別表1)

	通知内容
1	サービス月
2	サービス事業所
3	サービス種類・サービス略称
4	サービス日数・回数
5	利用者負担額合計額
6	サービス費用合計額